

## 広島県告示第八百四十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾瀬戸田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年十一月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年七月二十日

瀬戸田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾瀬戸田港放置等禁止区域

#### 1 林地区

##### (一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線、基点三と基点四を結んだ線、基点一と基点四を水際線で結んだ線、基点二と基点三を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町名荷の国土地理院三等三角点「茗荷」（北緯三四度一八分

四九秒八七三八、東経一三三度〇七分三三秒五五六四、標高三・二五メートル）

基点一 基準点から二五五度一五分三四秒の方向一三五九・三六メートルの点

基点二 基点一から一〇七度五九分三二秒の方向五三・〇七メートルの点

基点三 基準点から二三九度〇九分三三秒の方向一三四八・二七メートルの点

基点四 基点三から二五七度五三分四三秒の方向四・四一メートルの点

### 2 名荷港地区

##### (一) 区域の範囲

基点一と基点四までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点四を県道八一号生口島

循環線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町名荷の国土地理院三等三角点「茗荷」（北緯三四度一八分

四九秒八七三八、東経一三三度〇七分三三秒五五六四、標高三・二五メートル）

基点一 基準点から二七五度一二分二七秒の方向二〇二・一五メートルの点

基点二 基点一から三一六度五三分〇八秒の方向一六九・二五メートルの点

基点三 基点二から二二七度〇〇分二八秒の方向二五二・〇二メートルの点

基点四 基点三から一三七度〇〇分二七秒の方向一二九・七〇メートルの点

### 二 地方港湾瀬戸田港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物